

# 飛驒市「H i d a F r e e W i - F i」設置要綱

## (目的)

第1条 この告示は、市及び公衆無線LANアクセスポイントを設置する施設（以下「施設」という。）が、観光客等にインターネットを快適に利用できる接続サービス（以下「本サービス」という。）を提供するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置の協力)

第2条 市及び施設は、前条の目的を達成するために必要な事項について、連携し協力するものとする。

## (設置箇所)

第3条 施設は、不特定多数が利用可能な箇所等（施設内で利用する者を制限しないような箇所）に、市長が指定するSSID（H i d a F r e e W i - F i）に対応したアクセスポイントとなる機器（以下「H i d a W i - f i」という。）を設置し、本サービスを提供するものとする。

## (本サービスの提供)

第4条 施設は、本サービスの利用希望者に対して、施設が定める利用規約等に同意することを条件に、本サービスを提供するものとする。

## (利用案内等)

第5条 市長は、本サービスを周知するための掲示物等を用意し、施設は、それらを使用して利用者に対する周知、案内等を行うものとする。

## (設置申請)

第6条 H i d a W i - F i の環境整備を行う施設は、本規約の内容を理解し同意の上、「H i d a F r e e W i - F i」設置（変更・廃止）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 市長は、申請書の内容について審査を行い、承認又は不承認の通知（様式第2号）をするものとする。

## (設置制限)

第7条 市長は、H i d a W i - F i の設置及び本サービス提供が次のいずれか

に該当する場合、承認しないものとする。

- (1) 飛騨市暴力団排除条例（平成24年飛騨市条例第31号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接関係者によるもの
- (2) 法令及び条例に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (3) 市の信用又は品位を害するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (4) その他設置及び使用が適当でないと認められるもの

（対応方式）

第8条 施設におけるH i d a W i - F i の対応方式は、次に掲げるものとする。

- (1) N T T西日本方式（S S I D： H i d a \_ F r e e \_ W i - F i \_ D o S P O T）
- (2) 飛騨高山ケーブル方式（S S I D： H i d a \_ F r e e \_ W i - F i \_ H i t n e t T V !）
- (3) F r e e S p o t方式（S S I D： H i d a \_ F r e e \_ W i - F i）

（設置管理）

第9条 施設は、本サービスに必要な無線L A N機器を設置し、適正に維持管理するものとする。

（禁止事項）

第10条 H i d a W i - F i においては、次の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 設置されたH i d a W i - F i 機器の変更や改造等、設置の目的と異なる設定変更
- (2) 設置されたH i d a W i - F i 機器の計画外停止や廃止
- (3) 設置されたH i d a W i - F i 機器を使用する等の法令、条例に違反する行為又はそれらのおそれがある行為
- (4) その他市長が不適切と判断する行為

（変更、廃止等）

第11条 市長は、H i d a W i - F i の方式等の内容変更や事業廃止等を行う必要が生じた場合、速やかに施設の管理者へ通知するものとする。

2 施設は、H i d a W i - F i の設置箇所、設置期間、設定内容等に変更又は廃止の必要が生じた場合、速やかに申請書に必要事項を記入し市長に提出するものとする。

(調査、報告)

第12条 市長は、施設にH i d a W i - F i の設置状況等について報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(承認の取消し)

第13条 H i d a W i - F i の設置において次のいずれかに該当する場合、市長は設置の承認を取り消し、施設は、本サービスを提供できないものとする。

- (1) 施設が本告示に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽あることが判明したとき。
- (3) 第7条に該当するとき。
- (4) 第10条に該当するとき。
- (5) 市長の求めに対し施設から設置状況等報告がないとき又は調査に応じないとき。
- (6) その他設置及び使用継続が適当でないと認められるとき。

(免責事項)

第14条 本サービスの提供に関して施設に生じたあらゆる損害について市は一切の責任を負わないものとする。

(告示の変更)

第15条 本告示の内容に変更の必要が生じた場合、市は内容の変更を行い、ホームページにおいて公開するものとする。

(補則)

第16条 この告示の内容に疑義を生じた場合、市と施設は誠意を持って協議し定めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年10月1日より施行する。